

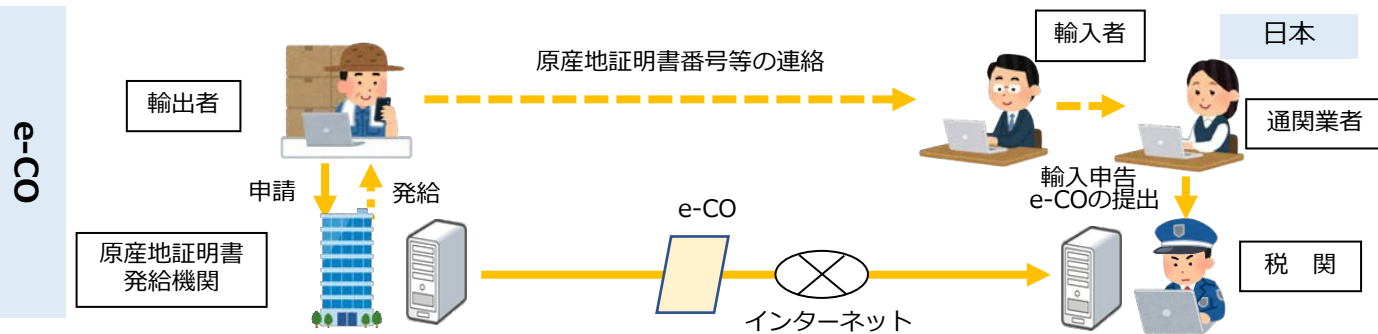
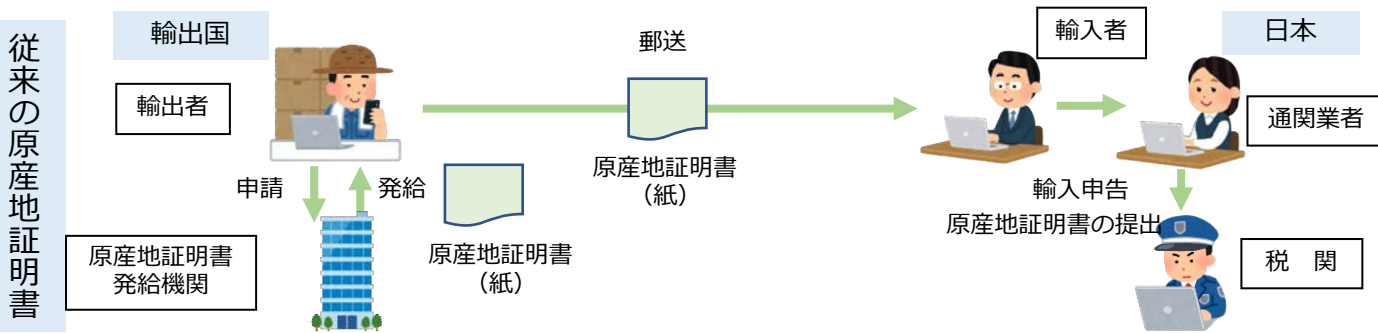


# 日インドネシア経済連携協定における 原産地証明書のデータ交換の実施について

令和4年12月  
財務省関税局

日インドネシア経済連携協定における原産地証明書のデータ交換について、日本への輸入において、2023年4月からのパイロット運用を経て、同年6月中を目途に運用が開始されることになりました。

原産地証明書のデータ交換によって、EPA税率を適用しようとする輸入貨物の通関手続において、紙の原産地証明書に代えて輸出国発給機関のシステムからNACCSに直接送信される原産地証明書のデータ（**電子原産地証明書：e-CO**）を提出することが可能となります。



## e-COのメリット

- ✓ 紙の原産地証明書を郵送する必要がなくなるため、事業者間における原産地証明書の受け渡しが一層効率的になります。
- ✓ 輸出国発給機関からNACCSに直接送信されるため、真正性が確保されています。

運用の詳細については今後、税関HP・原産地規則ポータルにてお知らせします。

<https://www.customs.go.jp/roo/procedure/data/news.html>

（問い合わせ先）財務省関税局関税課原産地規則室

電話：03-3581-4111(内線5070、5705)

※日本からの輸出については経済産業省HPからご確認ください。

<https://www.meti.go.jp/press/2022/12/20221227003/20221227003.html>